

部局	市民協働部	補職	部長	氏名	宮城 節子
----	-------	----	----	----	-------

1. 部局の使命

(1) 市民のくらしの安心・安全を図るとともに、市民力・地域力を活かし、市民・事業者との協働のなかで市民自治を推進します。
(2) 窓口事務の適正な実施、サービスの向上を図り、市民満足度の向上、市民と行政の信頼関係構築を図ります。
(3) 人権文化のまちづくりを推進します。

2. 使命を遂行するための取り組み方針と、それに基づく取り組みの総括 方針 取り組みの総括

方針	取り組みの総括
<p>○市民団体や事業者等と協働し、地域自治組織形成支援をはじめとする地域コミュニティの活性化及び地域課題の解決、地域づくりや人づくり、つながりづくりを進めます。</p> <p>○市民公益活動推進条例に基づく制度の運用及び市民公益活動支援センター運営を通して市民公益活動団体の支援や市民との協働を進めることにより、行政と市民、団体等が担う新しい公共運営の土台づくりを進めます。</p> <p>○生活困窮者自立支援、若者支援の総合調整など市民の「くらし」に係るセーフティネットを強固にし、支援・解決に結びつけます。</p> <p>○市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりを進めるため、女性支援、多文化共生のまちづくり、非核平和都市の実現など、社会環境の変化に的確に対応した施策を推進します。</p> <p>○市民窓口サービスについては、ICTの活用等を図り市民の利便性が増すよう取り組み、市民満足度の向上をめざします。</p> <p>上記の方針にそって、市民、地域・市民団体、事業者、学校等多様な主体と協働し「くらしの安心・安全」と「地域コミュニティの活性化」を実現します。</p>	<p>【今年度末に記載】</p>

3. 当年度目標と目標設定に対する振り返り等

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
1	<p>市民との協働の推進</p> <p>(1) 市民公益活動推進条例に基づく制度を運用し市民公益活動団体を支援します。 ①市民公益活動推進助成金(夢基金)の活用(通年) ②協働事業提案制度の更なる周知普及と制度運用の簡素化(通年) ③制度運用のPDCAサイクルの一環として市民と市の振り返りの実施(9~11月)</p> <p>(2) 市民公益活動支援センター事業の展開を通して協働の文化の浸透を図ります。 ①地縁団体とテーマ型団体(例 環境や子どもの居場所事業)とのマッチングの実施(通年) ②市民公益活動団体のスキルアップのための相談や講座等事業の実施(通年) ③市内全域での市民公益活動の伸長を図るため、千里や螢池など各公民館で、アウトリーチの実施(通年)</p> <p>(3) 地域活動のための環境づくりに取り組みます。 ①学校再編等に伴う活動場所・拠点・倉庫の変更等、地域活動に係る庁内外の総合調整を実施(通年)</p>	【今年度末に記載】	【今年度末に記載】
	<p>総合計画</p> <p>5-1- (3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します</p>		
	<p>基本政策</p> <p>45 新たなコミュニティとつながりの創出</p>		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
2	<p>地域コミュニティの活性化及び地域連携の推進（重点）</p> <p>（1）地域自治組織の形成・活動等地域コミュニティの活性化を支援します。</p> <p>①新たに新田南小学校区に地域自治組織設置予定（6月）</p> <p>②未設置の小学校区に向け、地域諸団体や公民分館等団体の長等への働きかけの実施（未設置小学校区）</p> <p>③地域自治組織における「地域づくり活動計画」の策定に向けて支援（通年実施、2校区）</p> <p>④地域自治推進条例施行（平成24年（2012年））10年の成果と課題を踏まえ、今後の地域自治推進の方向について市民公益活動推進委員会から答申（7月）</p> <p>⑤答申に基づく新たな制度の開始に向け予算提案（2月）</p> <p>⑥自治会をはじめ地域活動の相談支援の実施（通年）</p> <p>（2）市内全域で地域連携事業を推進します。</p> <p>①高校・大学と地域活動団体とのマッチング交流会の実施（11月）</p> <p>②さまざまな媒体を活用した地域情報の発信の充実（通年）</p> <p>（3）両コラボセンターにおける地域活性化及び課題解決事業の充実を図ります。</p> <p>①両コラボセンターにおける公民学連携事業の実施（通年）</p> <p>②両コラボセンターまつり等市民等との協働催事の実施（11月）</p> <p>③庄内カフェスペース協働事業の実施及び千里カフェスペース活用の検討（通年）</p> <p>（4）とよなか地域創生塾を実施し、地域人材の育成支援を行うとともに、今後のあり方を検討します。</p> <p>①公募事務の開始（4月）</p> <p>②塾の開講（7～2月）</p> <p>③庄内コラボセンターと市民公益活動支援センター共同による塾生・卒塾生の支援（通年）</p>	【今年度末に記載】	【今年度末に記載】
	<p>総合計画</p> <p>5-1- (3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します</p>		
基本政策			
	32 南部地域の活性化	45	新たなコミュニティとつながりの創出
	46 多世代交流のまちづくり		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
3	<p>くらしの安全・安心の推進（重点）</p> <p>（１）困難を有する若者への支援の充実に取り組みます。また、義務教育期の生徒を対象とした支援機関との連携強化を図ります。</p> <p>①中学卒業時の進路未決定者全数把握と対応（3月）</p> <p>②（仮称）ユースホーム（高校生年代を中心とした居場所。学習支援事業を再編し統合予定）の検討（9月）及び設置準備（3月）</p> <p>（２）生活困窮から就労まで関係機関と連携し個々に状況に合わせ自立に向けた一貫した支援を行います。また、市民のキャリア形成支援に取り組みます。また、コロナ禍における離職者、子育て中の女性や高齢者等就労困難者の雇用機会の確保に取り組みます。フリーランスなど多様な働き方を市民が選択できるよう相談及び支援の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>①相談支援の実施（通年）</p> <p>②雇用確保の通年実施、雇用創造協議会事業による就職人数(雇用保険加入)48人</p> <p>③令和6年度（2024年度）以降のフリーランス支援のあり方検討</p> <p>（３）労働や消費等の分野で若い世代へ必要な情報を効果的に届けるためICTを活用した発信を行います。</p> <p>①通年実施</p> <p>（４）消費者教育の推進及び特殊詐欺被害防止啓発に取り組みます。また、現在の啓発手法について、持続可能な仕組みとなるよう検討します。</p> <p>①通年実施、出前講座等参加者数4,000人</p>	【今年度末に記載】	【今年度末に記載】
	<p>総合計画</p> <p>1-3- (2) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します</p> <p>2-4- (2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります</p> <p>基本政策</p> <p>47 生活困窮者支援の充実</p> <p>70 みんなで取り組み支え合うまちづくりの推進</p>		
		2-1- (4) 一人ひとりに応じた自立と就労を支援します	
		48	就労相談・支援の拡充

No	当年度目標(当初設定)	実績				
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性			
4	市民窓口サービスの向上	【今年度末に記載】	【今年度末に記載】			
	<p>(1) 窓口委託のモニタリング及び評価を適切に行います。</p> <p>①窓口委託のモニタリング及び評価の定期的な実施(通年)</p> <p>②窓口関係委託事業者選定評価委員会の体制見直し⇒各業務毎に分科会の検討(5月～10月)</p> <p>(2) マイナンバーカードの交付・更新事務を適正に実施します。</p> <p>①マイナンバーカードの取得率上昇による更新及び転出入時の継続利用手続き増に対し、効率的かつ迅速な窓口業務の実施(通年)</p> <p>②マイナポータル活用による引越しワンストップサービスの更なる周知(通年)</p> <p>(3) 市民満足度の向上に取り組みます。</p> <p>①戸籍法改正(戸籍事務のマイナンバー制度への参加及び戸籍証明書広域交付)運用開始(3月)</p> <p>②婚姻ハンドブックの改訂発行(1月)</p> <p>③デジタル化推進のため国府要望を含め、利便性向上のための取組み</p> <p>(4) 利便性を向上させるためオンライン相談窓口を開設します。</p> <p>①運用開始(10月)</p> <p>②効果検証を行い、おくやみ相談等多岐に亘る相談窓口への適用拡大に向けた検討(10～3月)</p> <p>(5) 個人情報保護を適切に行います。</p> <p>①住民票の写し等被請求者本人通知制度の登録期間3年を無期限に改正(5月)</p>					
	総合計画					
	5-2- (1)			公正で効果的・効率的な市政運営を進めます	5-2- (2)	デジタル技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます
基本政策						
60	いつでも、どこからでも手続きできる市役所づくり					

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
5	<p>平和啓発及び人権尊重</p> <p>(1) 平和啓発活動の充実、インターネットでの誹謗中傷や差別など同和問題をはじめとする人権課題に対し、効果的な啓発に取り組みます。</p> <p>①非核平和都市宣言40周年事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島ピース・ツーリズム(5月)の実施 <p>②市民や学術研究機関等との連携・協働による平和啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和資料収集及び貸出(平和展示室来館者数 3,200人/年) ・企画展の開催(6月～3月 企画数:5件) ・平和活動ボランティアの育成・活動支援10件/年 <p>③人権啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットと人権に関する啓発(8回) ・人権問題事業者学習会(7月 参加者:195人) <p>④eラーニングの活用など効果的な同和問題研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別対応マニュアルをデジタル化し全管理職を対象にeラーニングを実施。 ・同和問題研修教材の継続活用による人権研修(各職場)の実施(1回は同和研修) ・ひょうまんプラザ(2月 参加者:80人) ・市民向け同和問題啓発デジタルコンテンツの作成・掲載 	【今年度末に記載】	【今年度末に記載】
	<p>総合計画</p> <p>4-1- (1) 非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取り組みます</p>		
	<p>基本政策</p> <p>70 みんなで取り組み支え合うまちづくりの推進</p>		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
6	<p>男女共同参画及び多文化共生社会の実現（重点）</p> <p>（１）困難な問題を抱える女性や外国人市民への支援の強化・充実を図ります。また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ及びとよなか国際交流センターの指定管理業務の中間評価を行うとともにそれぞれの機能及び事業充実に取り組みます。</p> <p>①DV等の困難な問題を抱える女性への支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性総合相談窓口の設置検討 ・DV被害者等の緊急一時保護事業の実施（４月～） ・就職面接用スーツ等の貸出事業（100件）及び生理用品の購入が困難な女性の相談窓口 <p>②経営者や女性社員の意識改革、各事業所への助言及び動機づけ事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進、働き方改革推進事業の実施（7月～2月 100人） ・アドバイザー派遣事業の実施（6月～3月 10社） ・各事業者に女性活躍推進を促す登録・認証制度の実施（認証審査会（2回）登録申請8月～） <p>③すてっぷの指定管理業務の中間評価及機能・事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定評価委員会4回（6月～11月） ・相談支援などすてっぷの機能・事業強化 <p>④多文化共生指針の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見募集（1月） 指針改定（2月） <p>⑤国際交流センター指定管理業務中間評価及び機能・事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定評価委員会4回（6月～11月） ・相談支援など国際交流センターの機能・事業強化 <p>⑥通訳派遣事業（団体補助事業）（4月～）</p>	【今年度末に記載】	【今年度末に記載】
	<p>総合計画</p> <p>4-1- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます</p>		
基本政策			
	49 女性活躍・働き方改革の推進	58	多文化共生の推進

4. 中期目標(概ね今後4年間)

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)
1	<p>市民との協働の推進</p> <p>(1) 市民公益活動推進条例の趣旨をふまえ、協働事業がさらに充実するよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動支援センターの運営 ・協働事業市民提案制度の活用を促進するため制度運用の見直し ・市民公益活動推進助成金制度の活用を促進するため制度運用の見直し <p>(2) 主任推進員を中心に庁内に協働事業の理解を広め、協働事業の活用を進めます。</p>	<p>(1) 市民公益活動・市民協働事業の推進</p> <p>①市民公益活動支援センターを拠点としたアウトリーチ 令和5年度(2023年度)</p> <p>②協働事業市民提案制度について、令和4年度(2022年度)に見直したエントリーシート及び評価シートに基づき、事業評価の実施 令和5年度(2023年度)</p> <p>③市民公益活動推進助成金制度について、審査基準を見直し、新たな活動を促進 令和6年度(2024年度)</p>
	総合計画	
	5-1- (3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します	
	基本政策	
45	新たなコミュニティとつながりの創出	
2	<p>地域コミュニティの活性化及び地域連携の推進</p> <p>(1) 地域自治組織(検討会)の設立数が増加するよう支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>(2) 地域自治の推進に向け、地域自治推進条例施行から10年間の成果と課題をふまえ、新たな方向付けを行います。</p> <p>(3) 多様な主体と協働しながら地域連携事業や、とよなか地域創生塾事業を実施することにより、人づくり、地域づくり、つながりづくりを推進します。</p>	<p>(1) 地域自治の推進</p> <p>①形成支援を公民分館等へ働きかけ 令和5年度(2023年度)～</p> <p>②市民公益活動推進委員会答申に基づく取り組みの実施 令和5年度(2023年度)～</p> <p>(2) 地域連携事業の実施</p> <p>①高校・大学と地域団体のマッチング交流会実施 令和5年度(2023年度)～</p> <p>②両コラボセンターにおける地域活性化及び課題解決事業の実施 令和5年度(2023年度)～</p> <p>③様々な媒体を活用した地域情報発信の充実 令和5年度(2023年度)～</p> <p>(3) とよなか地域創生塾の実施</p> <p>①塾生・卒塾生と地域連携事業のマッチング 令和6年度(2024年度)</p>
	総合計画	
	5-1- (3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します	
	基本政策	
32	南部地域の活性化	45 新たなコミュニティとつながりの創出
46	多世代交流のまちづくり	

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など		スケジュール(工程)	
3	<p>市民の経済生活安定のための施策の充実</p> <p>(1) 消費者教育推進計画改訂版に基づく重点取り組みである若者世代・高齢者世代への消費者教育の推進及び関係機関等との連携・協働の充実に取り組みます。</p> <p>(2) 市民生活の安全を守るため、特殊詐欺被害を未然に防止し、被害件数及び被害額の減少に向けて関係機関等と連携を図り、情報提供等に取り組みます。</p>		<p>(1) 消費者教育の推進・啓発の拡充</p> <p>① 中学校や高校、大学と連携した取り組みの実施 令和5年度(2023年度)</p> <p>② 消費者団体と連携した消費者啓発の取り組み検討 令和5年度(2023年度)～令和6年度(2024年度)、取り組み見直し 令和7年度(2025年度)～</p> <p>(2) 特殊詐欺被害の未然防止</p> <p>① 簡易型自動録音機の配布や被害防止対策機器無料貸与事業等による注意喚起・啓発の実施 令和5年度(2023年度)</p> <p>② 関係機関・団体等との連携による啓発及び無人ATMでの被害防止措置の実施 令和5年度(2023年度)</p>	
総合計画				
	2-4- (2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります			
基本政策				
	70 みんなで取り組み支え合うまちづくりの推進			
4	<p>就労支援・生活困窮者支援・若者支援事業の拡充</p> <p>(1) 若者、障害者、高齢者、女性等の就労困難者の就労支援を実施するとともに、福祉部門と連携し生活困窮者支援の充実を図るため、くらしかん及びしごと・くらしセンターで実施するそれぞれの事業の役割分担と機能強化に取り組みます。地域雇用活性化推進事業が令和5年度(2023年度)で終了することから、フリーランス支援など令和6年度(2024年度)以降の事業のあり方について再構築を行います。</p> <p>(2) 豊中市若者自立支援計画に基づき、若者支援協議会を活用し、相談から支援迄の体制の充実を図るため、中学校卒業時の進路未決定者や高校中退等の若者を対象に就労や就学など社会的自立に向けた支援を行います。</p> <p>また、支援の拠点(仮称)ユースホーム)づくりに取り組みます。</p>		<p>(1) 生活困窮者自立支援事業、就労支援の取り組みの推進</p> <p>① くらしかん及びしごと・くらしセンターで実施する事業の役割整理 令和5年度(2023年度)</p> <p>② 地域雇用活性化推進事業の評価と継続すべき事業の検討 令和5年度(2023年度)</p> <p>③ 地域雇用活性化推進事業の成果をふまえたしごと・くらしセンター機能の強化 令和6年度(2024年度)</p> <p>(2) 豊中市若者自立支援計画の取り組みの推進</p> <p>① 中学校卒業時の進路未決定者や高校中退等の若者に必要な支援内容及び仕組みの検討 令和5年度(2023年度)</p> <p>② (仮称)ユースホームの設置 令和6年度(2024年度)</p>	
総合計画				
	1-3- (2) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します		2-1- (4) 一人ひとりに応じた自立と就労を支援します	
基本政策				
	47 生活困窮者支援の充実		48 就労相談・支援の拡充	

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)	
5	<p>市民窓口サービスの向上</p> <p>(1) ICTの活用等、市役所まで行かなくても出来る手続きや一か所の窓口で相談や手続きが出来る業務の具体化を進め、市民窓口サービスの更なる利便性の向上を図ります。迅速で正確な窓口業務推進のため、国や府に対し現場での課題解決のための要望を積極的に行います。</p>	<p>(1) 市民窓口サービス満足度向上施策の推進</p> <p>①戸籍法改正(戸籍事務のマイナンバー制度への参加及び戸籍証明書広域交付)運用開始 令和5年度(2023年度)</p> <p>②婚姻ハンドブックの改訂発行 令和5年度(2023年度)</p> <p>③マイナンバーカード交付特設窓口の継続 令和5年度(2023年度)</p> <p>(2) ICT活用による利便性向上施策の推進</p> <p>①オンライン相談窓口の両出張所における運用開始 令和5年度</p> <p>②効果検証を行い、おくやみ相談等多岐に亘る相談窓口への適用拡大に向けた検討 令和5年度(2023年度)</p>	
	総合計画		
	5-2-	(1) 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます	5-2- (2) デジタル技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます
基本政策			
60	いつでも、どこからでも手続きできる市役所づくり		
6	<p>平和啓発及び人権尊重</p> <p>(1) 人権文化のまちづくりを進めるため、人権平和センターを拠点に、非核平和や同和問題等の人権課題への教育・啓発を推進するとともに人権にかかわる相談の充実に取組みます。</p> <p>(2) 平和関連資料等の収集・記録、整理、展示の充実に取組みます。</p>	<p>(1) 平和活動ボランティア育成・活動支援 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(2) 収蔵品収集分類・展示 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(3) 啓発等委託事 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(4) 非核平和都市宣言40周年の取組み(同年記念事業の実施) 令和5年度(2023年度)</p> <p>(5) 豊中市沖縄市兄弟都市提携50周年にかかる平和事業の実施 令和6年度(2024年度)</p>	
	総合計画		
	4-1-	(1) 非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取組みます	
基本政策			
70	みんなで取組み支え合うまちづくりの推進		

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など		スケジュール(工程)	
7	男女共同参画及び多文化共生社会の実現			
	<p>(1) 男女共同参画及び多文化共生社会の実現に向けた施策の実施</p> <p>(2) 女性総合相談窓口の設置検討、配偶者暴力相談支援センターを中心とする被害者相談支援など、困難な問題を抱える女性の支援に取り組みます。</p> <p>(3) 出入国管理改正法の影響など外国人市民を取り巻く社会的状況を踏まえ多文化共生指針の改定を行い、改定後の指針に基づき多文化共生のまちづくりを推進します。</p> <p>(4) すてっぷ及び国際交流センター指定管理業務の効率的・効果的なあり方を検討しながら、管理運営を行います。</p>		<p>(1) 第3次男女共同参画計画及び多文化共生指針に基づく施策の実施 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(2) すてっぷ及び国際交流センター指定管理業務の事業者選定 令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(3) 多文化共生指針の改定 令和5年度(2023年度)</p>	
	総合計画			
4-1-	(2) 男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます	4-1-	(3) 多文化共生のまちづくりを進めます	
基本政策				
49	女性活躍・働き方改革の推進	58	多文化共生の推進	